

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年3月22日 17時00分
発生場所	沖縄県伊平屋村伊平屋島北西方沖 伊平屋島灯台から真方位301° 32.3海里付近 （概位 北緯27° 22.0′ 東経127° 30.0′）
インシデントの概要	漁船十八海徳丸は、航行中、主機の逆転減速機が半クラッチの状態となつて嵌合できなくなり、運航不能となつた。
インシデント調査の経過	平成31年3月26日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 十八海徳丸、4.94トン MZ3-5576（漁船登録番号）、個人所有 第295-20593号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力36.78kW、6気筒、ボア 112mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約2.6m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、主機の逆転減速機が半クラッチの状態となつて嵌合できなくなり、運航不能となつた。 本船は、来援した僚船により、沖縄県糸満市糸満漁港にえい航された。 本船は、本インシデント後、船長が主機の逆転減速機を開放したところ、作動油のこし器エレメントが破損して配管にゴミ等が混入しているのが確認され、掃除が行われた後、機関整備業者によりこし器エレメントが交換された。 本船は、本インシデント発生の約4か月前に作動油が交換されて以降、こし器エレメントの点検が行われていなかった。
分析	本船は、航行中、作動油のこし器エレメントが破損していたことから、作動油の配管にゴミ等が混入して詰まり、作動油の圧力が低下し、主機の逆転減速機が半クラッチの状態となつて嵌合できなくなり、運航不能となつた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、作動油のこし器エレメントが破損していたため、作動油の配管にゴミ等が混入して詰まり、作動油

	<p>の圧力が低下し、主機の逆転減速機が半クラッチの状態となって嵌合できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・クラッチの作動油のこし器は、定期的に点検及び整備を行うこと。</li></ul>